

# 相続事例紹介

～老舗和菓子屋の創業家相続破綻回避～

税理士法人タクトコンサルティング

税理士 川嶋 克彦

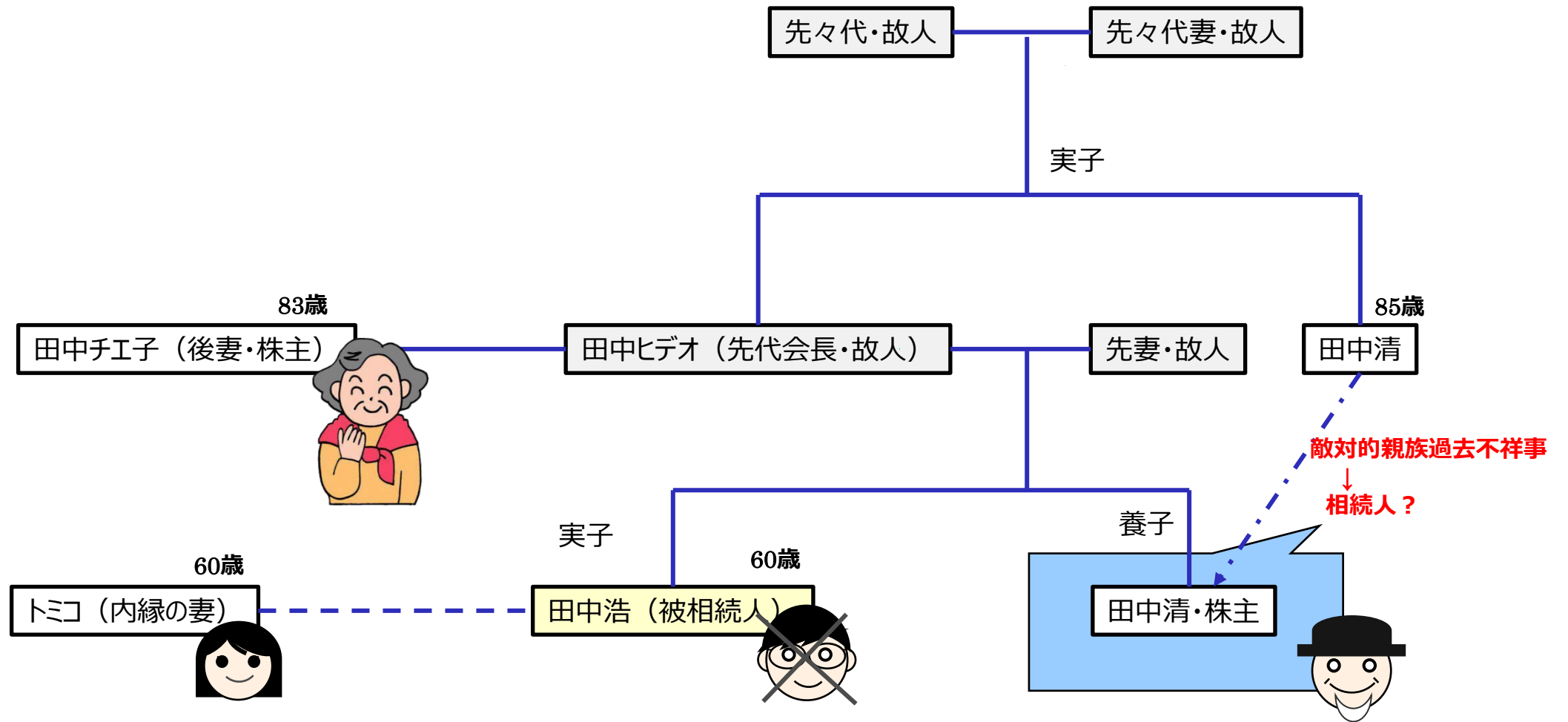
# 【相続事例紹介】

H28.6.9 (木) 相続発生 ⇒ 提携している税理士より携帯電話へTEL  
H28.6.10(金) 会社訪問 ⇒ 相続内容のヒアリング

- ①被相続人 田中浩氏 60歳
- ②職業 社長（食品製造販売業）
- ③死因 心筋梗塞により即死
- ④相続人 **不明**だが敵対株主田中清氏の可能性あり（内妻あり）
- ⑤相続財産 推定3~5億円
- ⑥その他 生前に専務（番頭）が**遺言**の存在を聞いていた

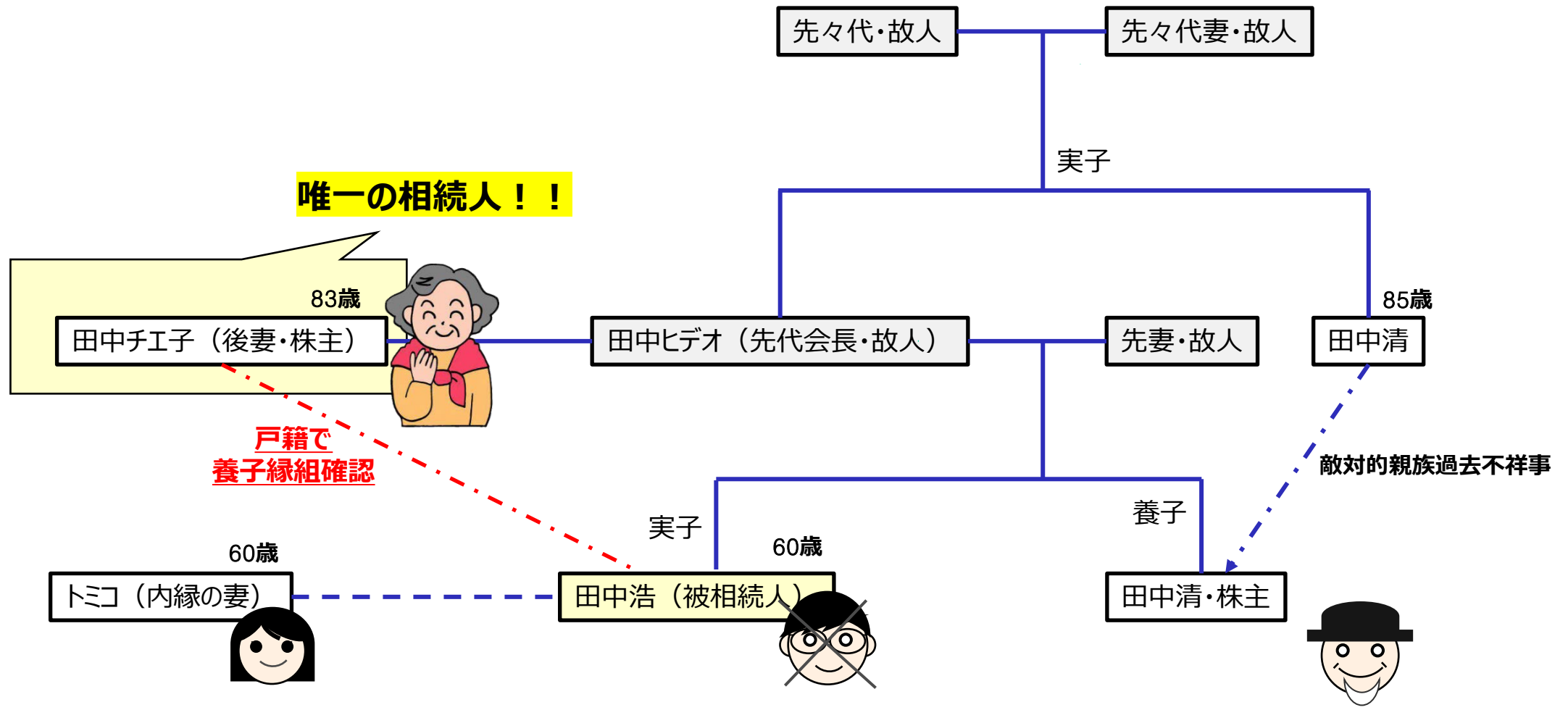
H28.6.15 お通夜  
H28.6.20 養母・内妻様と面会  
H28.6.29 **メガバンク系信託銀行にて遺言の開示 ⇒ 養母、内妻100%の遺言内容に不服のため良好関係決裂**  
H28.7.8 養母、代理人 S 弁護士と面会 ⇒ 遺留分請求の可能性を打診される  
H28.7.13 内妻様と相続手続き開始 ⇒ 通帳・証券報告書・ヒアリングにより財産推定  
H28.7.27 内妻様へ代理人 I 弁護士紹介  
H28.7.28 専務（番頭）へ代理人H弁護士紹介  
H28.8.3 第一回相続協議（代理人弁護士3名、税理士2名） ⇒ 養母は底地の相続希望・相続税試算後協議  
H28.9.13 第二回相続協議（代理人弁護士3名、税理士2名） ⇒ 納税資金1.2億円不足と判明 本社・自宅不動産売却により納税方針協議  
H28.10.11 所得税準確定申告 ⇒ 約2,000万円申告納税  
H28.10.28 相続に関する基本合意締結 ⇒ 法人へ本社立退料3,500万円支払う事・**個人貸付金3億円免除**等で合意  
本社・自宅不動産売却に関するアドバイザー契約締結 ⇒ 最低入札価額2.35億円・29.3.31決済  
H28.11.15 **入札及び買受者の決定 ⇒ 約3.4億円で売却決定**  
H28.11.30 法人本社移転  
H28.12.2 本社・自宅不動産売買契約締結 ⇒ 手付金10,000千円受領 ⇒ 立退料10,000千円支払い  
H28.12.15 **相続に関する最終合意 ⇒ 相続税を最少にするため、本社・自宅用地のみ内妻相続、その他遺贈放棄**  
H29.1.10 本社・自宅不動産売却に関する内金10,000千円受領 ⇒ 立退料10,000千円支払い  
H29.3.30 本社・自宅不動産売却に関する残金320,000千円受領 ⇒ 立退料15,000千円支払い  
H29.4.7 **相続税申告・納税 ⇒ 相続税額240,000千円納税**  
H29.9.30 **養母死去**  
H30.3.15 本社・自宅不動産売却に関する所得税申告・納税 ⇒ 所得税住民税額 40,000千円納税

# 相続に関する親族関係図 (H28.6.10現在推定)



H28/6/9聞き取りに基づき作成。未確認。

# 相続に関する親族関係図 (H28.6.13確定)



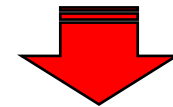
## 遺言内容

①原則として、全財産及び債務を内妻トミ子様に相続



②法人の製造工場を法人へ相続

③**唯一**の相続人、**養母**への**相続なし**



養母激怒 ⇒ 弁護士登場！  
内妻との良好関係決裂！！

# 第一回、第二回相続協議 (H28.8.3・9.13)

相続税の納税資金が不足しているため、自宅本社不動産の売却方針を協議  
養母代理人は土地（養母アパートの底地）の相続及び遺留分3分の1を希望

## 相続財産額

相続財産	評価額
土地（自宅本社）	8000万円
土地（養母底地）	5000万円
家屋（自宅）	2000万円
上場株式等	1億0000万円
預貯金	1億1000万円
貸付金	3億0000万円
<b>財産</b>	<b>6億6000万円</b>
借入金等	2000万円
<b>負債</b>	<b>2000万円</b>
<b>課税価格</b>	<b>6億4000万円</b>

(※1) 基礎控除額

3,000万円 + 600万円 × 相続人の数(1人) = 3,600万円

(※2) 内妻の相続税法上のデメリット

① 法定相続人に該当しないため、基礎控除減少及び**税率アップ**

② 配偶者の税額軽減の不適用

③ 小規模宅地等の特例の不適用

④ 相続税の2割加算の適用

(※3) 法人への貸付金3億円の返済可能性はないが財産計上

基礎控除額

▲ 3600万円

=

課税遺産総額

約6億円

**相続税額：約3.2億円**

相続税率 MAX55%

# 相続税の総額計算

(単位：円)

法定相続人	有1 無0	氏名
内妻	0	トミ子
養母	1	田中チエ子
第1子	0	
第2子	0	
第3子	0	
第4子	0	
第5子	0	
第6子	0	
第7子	0	

1. 課税価格の合計額		640,000,000
2. 基礎控除額 3,000万 + 600万 × 1		36,000,000
3. 課税遺産総額 1 - 2 =		604,000,000
4. 法定相続分に応ずる取得金額		604,000,000
内妻	0 × 1 / 0	0
養母	604,000,000 × 1 / 1 × 1 / 1	604,000,000
第1子	0 × 1 / 1 × 1 / 1	0
第2子	0 × 1 / 1 × 1 / 1	0
第3子	0 × 1 / 1 × 1 / 1	0
第4子	0 × 1 / 1 × 1 / 1	0
第5子	0 × 1 / 1 × 1 / 1	0
第6子	0 × 1 / 1 × 1 / 1	0
第7子	0 × 1 / 1 × 1 / 1	0

相続税速算表

超	税率	控除額
0	10	0
10,000,001	15	500,000
30,000,001	20	2,000,000
50,000,001	30	7,000,000
100,000,001	40	17,000,000
200,000,001	45	27,000,000
300,000,001	50	42,000,000
600,000,001	55	72,000,000

相続税の総額の計算

内妻	0	×	10 %	-	0	0
養母	604,000,000	×	55 %	-	72,000,000	260,200,000
第1子	0	×	10 %	-	0	0
第2子	0	×	10 %	-	0	0
第3子	0	×	10 %	-	0	0
第4子	0	×	10 %	-	0	0
第5子	0	×	10 %	-	0	0
第6子	0	×	10 %	-	0	0
第7子	0	×	10 %	-	0	0
合計						260,200,000

配偶者控除	0
内妻相続による2割加算	52,040,000
相続税の総額 (A + B)	312,240,000